

令和8年6月定例月議会

令和8年6月24日

総務教育常任委員会

資料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	防災危機管理課 健康推進課	2
長浜市消防水利施設維持方針のパブリックコメントの実施について	防災危機管理課	5

防災危機管理局

所管委員会	総務教育常任委員会
所管課	防災危機管理課 健康推進課

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 改定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症の対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザをはじめ、市民の生活や健康に重大な影響を及ぼす恐れのある感染症を想定し、平時の準備や発生時の対応を示す基本指針として「長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定します。

2. これまでの経過

【着手報告】

令和7年 7月 17日 総務教育常任委員会及び健康福祉常任委員会
令和7年 7月 28日 新型インフルエンザ等対策推進会議（第1回）

【中間報告】

令和7年 11月 26日 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第1回）
令和7年 12月 18日 新型インフルエンザ等対策推進会議（第2回）
令和7年 12月～
令和8年 1月 全庁意見照会、医師会等外部機関意見照会
令和8年 1月 15日 総務教育常任委員会及び健康福祉常任委員会

【パブコメ前報告】

令和8年 2月 26日 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第2回）
新型インフルエンザ等対策推進会議（第3回）
令和8年 3月 23日 健康福祉常任委員会
パブリックコメントの実施

【最終案報告】

令和8年 5月 29日 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第3回）
新型インフルエンザ等対策推進会議（第4回）

3. パブリックコメント概要

- (1) 実施期間 令和8年3月23日～4月22日
- (2) 意見件数 2件（2人）
- (3) 主な意見と市の見解 別紙1のとおり
- (4) 計画素案変更箇所 なし

4. 長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版 別紙2のとおり

長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）パブリックコメント実施結果

- ・ 対象計画 長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）
- ・ 実施期間 令和8年3月23日から令和8年4月22日（31日間）
- ・ 意見提出者 2件 2人
- ・ 意見概要及び意見に対する市の見解 以下のとおり

連番	意見概要	意見に対する市の見解
1	<p>フルミスト（経鼻弱毒生インフルエンザワクチン）の接種費補助をお願いします。</p> <p>こどもがインフルエンザに感染すると、家族にうつし、家族も休業、収入に影響します。フルミストは高額なので、高齢者と同様に補助していただきたいです。</p>	<p>本計画は、第1部第2章「行動計画の対象となる感染症」に規定するとおり、新型インフルエンザ等感染症及びこれに類する感染症への備えを定めたものであり、季節性インフルエンザは対象外としております。</p> <p>なお、ご指摘の経鼻弱毒生インフルエンザワクチン予防接種につきましては、国において任意接種と位置付けられており公費助成の対象外としております。そのため、現時点では市として助成の対象とすることは難しいですが、今後も国の動向を注視してまいりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
2	<p>コロナとインフルエンザの感染症予防のためマスク着用を心掛けています。</p> <p>感染しても軽症で済むようにインフルエンザの予防接種をしました。ワクチンを体内に入れると感染しても小影響で済みます。</p>	<p>ご意見のとおりマスクの着用等の基本的な感染対策は、非常に重要です。本計画でも、「平時の備え」を重視しており、第2部第1章第2節において「新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。」と記載しております。心掛けていただいているようにお一人おひとりの取り組みがとても大切です。今後も感染症予防にご協力くださいませうようよろしくお願いいたします。</p>

長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

別紙 2

「新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に備え平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示したものである。新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定され、これを受け、令和7年7月に滋賀県行動計画が改定された。本市においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、平成27年4月に策定した「長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する。今後は概ね6年ごとに政府行動計画の改定が検討されることを踏まえ、市行動計画についても、国・県行動計画の改定に準じ、必要に応じて見直しを行う。

1. 市行動計画の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ②市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施し、市民生活及び市民経済の安定を確保する。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・事業継続計画等により、医療提供業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

※赤字が前回計画からの追加項目

2. 対象感染症

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②新感染症
- ③**指定感染症**(既知の感染症であって、まん延により、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの)

3. 改定のポイント

- (1)平時の準備の充実
 - ・国、県と連携したDXの推進、連携体制の確認、訓練の実施
 - ・人材育成
- (2)対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替え
 - ・対策項目の拡充(6項目→7項目)
 - ・対策段階を3区分に再設定し、複数の感染の波が生じることを想定し、柔軟かつ機動的な対策の切替えを可能とする
- (3)情報発信の強化・リスクコミュニケーションの実施
 - ・偏見、差別等の防止や偽・誤情報対策を含め、住民に対するきめ細やかな対応(市にコールセンターの設置)

4. 市行動計画の構成

- 【第1部 はじめに】
- 第1章 感染症危機を取り巻く状況
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
 - 第3章 長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成
 - 第4章 市行動計画改定の目的
 - 第5章 市行動計画改定の概要

- 【第2部 総論】
- 第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針
 - 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
 - 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
 - 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
 - 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
 - 第2章 対策の基本項目等
 - 第3章 対策推進のための役割分担

- 【第3部 各論】
- 第1章 実施体制
 - 第2章 情報提供・共有 **・リスクコミュニケーション**
 - 第3章 まん延防止
 - 第4章 **ワクチン**
 - 第5章 **保健**
 - 第6章 **物資**
 - 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

7つの対策項目について、それぞれ以下の段階別に記載

1. 準備期
2. 初動期
3. 対応期

各発生段階における対策

発生段階	準備期	初動期	対応期
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関の役割整理と連携強化 ・有事の際の指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の構成及び確認 ・人員の調整、縮小可能な業務の整理 ・研修や訓練を通じた課題の発見や改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の危機管理として事態を的確に把握 ・市民の生命及び健康を保護するための緊急かつ総合的な対応の実施 ・まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、確保された医療提供体制で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び各関係機関における持続可能な対策の実施 ・柔軟な対策の実施体制の整備と見直し ・医療のひっ迫を回避、病原体の変異及びワクチン、治療法の開発等状況の変化に合わせた柔軟かつ機動的な対策の切り替え
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な訓練の実施 ・市行動計画の策定及び体制整備・強化 ・国及び地方公共団体等の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 <ol style="list-style-type: none"> ① 国・県が対策本部を設置と合わせて、市対策本部の設置を検討 ② 必要な人員体制の強化(全庁的な対応) ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・国対策本部設置後における速やかな実施体制 <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言時 ・職員の派遣、応援への対応 ・直ちに市対策本部を設置 ・必要な財政上の措置
情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・市における情報提供と共有【感染症に関する基本的な情報と感染対策、感染症の発生状況等の情報提供と共有】 ・偏見、差別の防止等に関する啓発・啓蒙 ・偽・誤情報に関する啓発及び正しい知識・情報の発信 ・迅速かつ体系的な情報提供と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・市における情報提供と共有【あらゆる情報媒体を整備・活用し、感染症の特性や発生状況等の科学的知見等の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有】 ・双方向のコミュニケーションを実施 <ol style="list-style-type: none"> ① リスクコミュニケーション ② コールセンターの設置 ・偽・誤情報や偏見・差別等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・市における情報提供・共有【初動期の対応に加え、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めた啓発、冷静な対応を促す】 ・双方向のコミュニケーションを実施 <ol style="list-style-type: none"> ① リスクコミュニケーション ② コールセンターの質問等を関係部局で共有、回答に反映 ・偽・誤情報や偏見・差別等への対応
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 <ol style="list-style-type: none"> ① 想定される対策の内容やその意義について周知 ② 基本的な感染対策方法の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内におけるまん延防止 ・業務継続計画に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策の内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 市民：基本的な感染対策・テレワーク・オンライン会議の活用 ② 施設：施設における感染対策の強化 ③ 学校・保育施設：感染対策の実施に資する情報提供
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な資機材の確保方法の確認 ・ワクチンの供給体制の想定 ・特定接種、住民接種体制の構築、DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な資機材の確保 ・特定接種、住民接種の体制確保、会場準備、各機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンや必要資材の供給 ・特定接種、住民接種の準備と実施 ・予防接種体制の構築と拡充、接種記録のシステム活用
保健	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、保健所に対する応援派遣要請があった場合に備え、人員体制を構築しておく。 		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所業務への協力 ・健康観察および生活支援 ・メンタルヘルス対策
物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄状況の随時確認 ・感染症対策物資等の必要量を確保
市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資及び資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬能力等の把握・火葬体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や市民等に対する感染対策等呼びかけ ・遺体の火葬・安置できる場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身への影響に関する施策(メンタルヘルス対策・孤立対策等) ・要配慮者等への生活支援 ・学校の臨時休業の際の学びの継続に関する取組 ・生活関連物資の価格の安定 ・埋葬・火葬の特例等 ・社会経済活動の安定に関する措置(事業所・ゴミ収集・上下水道)

※緊急事態宣言とは
国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。

所管委員会	総務教育常任委員会
所管課	防災危機管理課

長浜市消防水利施設維持方針のパブリックコメントの実施について

1. 概要

長浜市内の消防水利施設（消火栓・防火水槽・消防水利標識）について、設置・更新・維持管理の基本方針となる「長浜市消防水利施設維持方針（案）」を作成しましたので、パブリックコメントを実施します。

2. これまでの経過

令和7年12月 総務教育常任委員会（着手報告）
関係機関協議（湖北地域消防本部、長浜水道企業団）

令和8年 1月 庁内協議（都市建設部局等）
3月 公共施設マネジメント推進委員会
総務教育常任委員会（経過報告）
4月 全庁、外部機関意見照会

3. 方針の概要 別紙1のとおり

4. 今後のスケジュール

令和8年 6月 パブリックコメント開始（6月25日～7月24日）
9月 総務教育常任委員会（最終案報告）
10月 施行

長浜市消防水利施設維持方針(案) 概要

1. 方針の目的

本方針は、長浜市内の消防水利施設（消火栓・防火水槽・消防水利標識）について、設置・更新・維持管理の基本方針を定めるもので、大規模地震や老朽化への対応を進め、消防隊が火災時に迅速かつ安定して水を確保できる体制を整えることで、市民の安全・安心を確保することを目的としています。

なお、消防法に定める消防水利には、河川やため池等の自然水利、プールや井戸等も含まれますが、季節的な水量変動や取水の不確実性があるため、本方針の対象には含めません。

計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間です。

2. 現状と課題

*消防水利充足率：63.3%（全国平均 79.4%、滋賀県平均 84.9%）

要因 施設数は一定数あるものの、基準未達施設が多い（849 箇所不足）

課題

- 消火栓 老朽化、基準不適合、専用バルブ欠如による断水リスク
- 防火水槽 耐震性不足、道路埋設型の倒壊リスク、貯水量不足
- 消防水利標識 老朽化による視認性低下、落下事故の恐れ

3. 今後の方針

- 消火栓 再配置・統合：水道管敷設替え工事と連携し、適正配置を進める
専用バルブ設置：修繕・移設時に断水リスクを軽減
地下式移設：私有地内の地上式消火栓を公道上の地下式へ移設
- 防火水槽 耐震化：新設は耐震性貯水槽を採用
既存施設対策：貯水量不足や構造的リスクを調査し、補強または撤去を実施
- 消防水利標識 修繕・撤去：老朽化した標識について、精査し対応

4. 整備目標・財源の確保

- 消火栓 再配置による減数 12 本/年、新設 1 基/年
- 防火水槽 新規整備 1~2 基/年、補強または撤去 1 基/年
- 消防水利標識 補修または撤去 10 箇所/年

*消防水利充足率目標：令和 17 年度までに 65%以上を目指す

- ▶施設総量 10 年間で 82 基減（6,871 基→6,789 基）
- ▶コスト削減 消火栓の再配置により管理基数を削減（110 基減）
予防保全で耐用年数を延伸し、更新費用を抑制
- ▶財源確保 国の補助金や起債を活用し、財政負担を平準化